


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立学童保育所条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市立学童保育所条例の一部を改正し、市が公簿等により要件を確認できる場合、育成料等の減免申請を不要としたことを受け、関連規定を整備する。</p> <p>併せて、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の災害その他やむを得ない理由に伴い学童保育所を臨時休所等した場合の育成料等の還付規定を設けるとともに、事務の効率化のため、様式について規則中から削除し、補則により市長が別に定めることとする。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年度中に一度決定した育成料等が変更になった場合の通知の規定を追加する。 ②市が公簿等により要件が確認できる場合の減免申請の規定を削除する。 ③年度中に一度決定した育成料等が変更になった場合で、当該育成料等の額を超過して納付していたときの還付の規定を追加する。 ④災害その他やむを得ない理由に伴い学童保育所を臨時休所等した場合の育成料等の還付規定を追加する。 ⑤様式を全て削除する。 <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日（ただし、第7～10号様式（減免申請書及び還付申請書とそれぞれの決定通知書）の削除及び、災害その他やむを得ない理由に伴い学童保育所を臨時休所等した場合の育成料等の還付規定は、公布の日から施行する。）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市立学童保育所条例との整合性を図ることができる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大等の災害その他やむを得ない理由に伴い学童保育所を臨時休所等した場合の育成料等の還付を規定に基づき行うことができる。</p> <p>様式の改正を、必要が生じた場合に随時行うことで、事務の効率化が図られる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
文書課審査済み。						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに改正事務を進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。